

# 学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

～北見版～

## くらしを支える税

第 46 号

平成 26 年 3 月

北見市租税教育推進懇話会

日中は幾分寒さもやわらぎ、春間近となってきました。

3月は卒業や旅立ちの時期でもあり、少し寂しく感じられるのではないのでしょうか。

さて、北海道が募集していました「全道中学生の税をテーマとしたポスター」の入賞作品が決まりましたのでご紹介します。

### 北海道オホーツク総合振興局 北見道税事務所からのお知らせ

#### 「第 28 回 (平成 25 年度)

#### 全道中学生の税をテーマとしたポスター募集」の入賞作品を紹介します

北海道教育委員会教育長賞優秀賞 (管内関係分)



北見市立南中学校 武田 愛花 さん



北見市立小泉中学校 川村 真由 さん

北海道知事賞入選 (管内関係分)



北見市立小泉中学校 佐々木 史奈 さん



北見市立温根湯中学校 山際 蘭 さん



北見市立南中学校 竹次 寛 さん



北見市立南中学校 畠山 明莉 さん



北見市立東陵中学校 中島 蘭 さん

その他の受賞者につきましては、北海道ホームページをご覧ください。(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/)

# 学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

## 「国税」について(第6回) ～ 消費税 ～

国税には、印紙税、関税、揮発油税、航空機燃料税、自動車重量税、酒税、消費税、所得税、石油ガス税、石油石炭税、相続税、贈与税、たばこ税、地価税、電源開発促進税、登録免許税、とん税及び法人税などがあります。(50音順)

今回は、消費税について説明します。

消費税は、消費一般に広く公平に負担を求める間接税です。  
日本では10年に及ぶ議論の末、平成元年4月に導入されました。  
平成24年度の税収は、約10兆3,500億円でした。

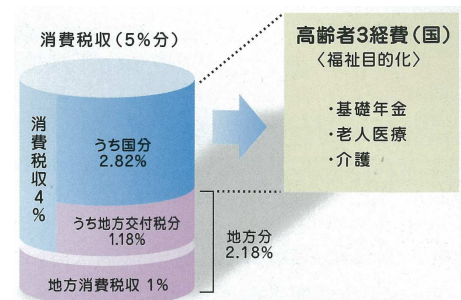
消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、貸付け及び役務の提供と外国貨物の輸入となります。

この消費税は、生産及び流通のそれぞれの段階で、商品や製品などが販売される都度、その販売価格に上乗せされてかかりますが、最終的に税を負担するのは消費者となります。

導入当初の税率は3%でしたが、平成9年4月から消費税が4%となり、ほかに地方消費税が消費税額の25%（消費税率に換算して1%）課税されることから、これらを合わせた税率は5%となっています。

また、本年4月からは、税率が8%（消費税が6.3%、地方消費税が1.7%）になります。

今後、税率の引上げに当たっては、軽減税率の導入について検討を行うこととされています。



### 軽減税率

食料品をはじめとした生活必需品とぜいたく品を区分けし、非課税にしたり税率を低くするものをいいます。

軽減税率は多くの国で導入されていますが、この非課税・課税の区分けや税率は多くの議論があり、各国で違いがあります。

例えば、カナダでは、ドーナツ5個以内は外食とみなされ消費税が6%となり、ドーナツ6個以上ではその場で食べられないとみなされ、食料品となりゼロ税率（課税されない）となります。

また、ドイツではハンバーガーを食べる場所により異なり、店内で食べると外食とみなされ消費税が19%となり、テイクアウトにすると食料品とみなされ消費税が7%となります。

日本でもいろいろと議論になりそうですね。

### 【お問い合わせ先】

北見市租税教育推進懇話会又は  
北見税務署 税務広報広聴官  
新藤 賢二  
北見市青葉町3番1号  
Tel 0157-23-9160【直通】

『税に関する資料がほしい』

『「北見版 暮らしを支える税」でこんな話題を取り上げてほしい』など、皆様のご意見・ご要望をお待ちしています。